

平成 30 年第 23 回定例委員会

- 1 日 時 平成 30 年 12 月 26 日（水）16 時 00 分から 16 時 45 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章
委員長職務代理 大木田 守
委員 嶋田 實
委員 佐藤 男 三
事務局 局長
担当部長
選挙課 長
広報啓発担当課長
書記 3 名

4 議 事 議 案

1 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正について
報告事項

- 1 平成 30 年 12 月 23 日執行西東京市議会議員選挙結果について
 - 2 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律の概要について
 - 3 選挙争訟について
 - 4 選挙争訟について
- その他
- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	ただいまから、平成 30 年第 23 回定例委員会を開会いたします。 本日の議題のうち、報告事項第 3 及び第 4 は、個人情報を含むため、非公開審議として取扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。
委員	異議なし。
委員長	御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。 まず、議案第 1 号「東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正」について、事務局より説明を求めます。
事務局	《議案第 1 号について説明》

委員 長	ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	現在、一般職の非常勤職員は選挙管理委員会事務局に何名いるのか。また、今回の規程改正により、非常勤職員の名称以外に内容面で変わる点はなにか。
事 務 局	現在、一般職の非常勤職員は政治団体担当に3名おります。また、会計年度任用職員は服務的に一般職員に準ずる扱いとなり、守秘義務や政治的行為の制限等の服務規律が課されます。また、期末手当の支給や一般職員に準じた年次有給休暇、育児休業、出産休暇の付与等も可能となります。
委 員	この法改正は、働き方改革の一環として行われたものか。
事 務 局	働き方改革の一環として改正が行われたものです。
委 員	法律の公布日から施行日まで1年以上も間があるのはなぜか。
事 務 局	非常勤職員に関する改正であり、より広く周知する期間が必要として、これだけの期間がとられたものと思われまます。
委 員	仮に一般職非常勤職員が失業した際、失業手当が支給されていたが、会計年度任用職員にも支給されるのか。
事 務 局	会計年度任用職員の任用期間は原則1会計年度以内という考え方からして、失業保険が適用されると思われまます。
委員 長	ほかにありませんか。
委 員	なし。
委員 長	御質問、御意見がないようですので、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。
委 員	異議なし。
委員 長	異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項第1「平成30年12月23日執行西東京市議会議員選挙結果」について、事務局より説明を求めまます。
事 務 局	《報告事項第1について説明》
委員 長	ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第1について、了承することといたします。

次に、報告事項第2「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律の概要」について、事務局より説明を求めます。

事務局 <<報告事項第2について説明>>

委員長 ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第2について、了承することといたします。

次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 <<当面の日程について、説明を行った。>>

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。

委員 都議会第1回定例会の日程はいつか。

事務局 2月20日開会、26日代表質問、27日・28日一般質問、3月6日中途議決、28日閉会となっております。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

委員 なし。

委員長 特にないようですので、公開審議はこれまでといたします。次回の定例委員会は、1月9日に開催することといたします。

これより非公開審議に入ります。